令和4年

五所川原市教育委員会 第 2 回 定 例 会 提案事件綴

五所川原市教育委員会

1	議案第4号	五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条	Р	1
		例の制定について		
		五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条	Р	4
		例新旧対照表		
		五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費	Р	6
		用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表		
		(附則第2項関係)		
2	参考資料1	五所川原市附属機関に関する条例	Р	7
3	参考資料 2	五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費	P 1	6
		用弁償に関する条例		

議案第4号

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を令和4年五所川原市議会第2回定例会に提出するため、これを提案する。

令和4年2月14日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

教育委員会の附属機関として、新たにプロポーザル審査委員会を設置するため提案する ものである。

議案第 号

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月 日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

五所川原市附属機関に関する条例(平成17年五所川原市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表市長に置かれる附属機関の表に次のように加える。

五所川原市	プロポーザル方	委員長	学識経験を有	案件ごと	委嘱された	委員の互選
プロポーザ	式による契約候	副委員長	する者	に10人	日から契約	
ル審査委員	補者の選定に当	委員	市の職員	以内	候補者を選	
会	たっての審査に		その他市長が		定した日ま	
	関すること。		必要と認める		で	
			者			

別表教育委員会に置かれる附属機関の表に次のように加える。

五所川原市	プロポーザル方	委員長	学識経験の有	案件ごと	委嘱された	委員の互選
教育委員会	式による契約候	副委員長	する者	に10人	日から契約	
プロポーザ	補者の選定に当	委員	市の職員	以内	候補者を選	
ル審査委員	たっての審査に		その他市長が		定した日ま	
会	関すること。		必要と認める		で	
			者			

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17 年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表旧市役所本庁舎跡地利活用検討委員会委員の項の次に次のように加える。

プロポーザル審査委員会委員	日額	5,700円
---------------	----	--------

提案理由

市長及び教育委員会の附属機関として、新たにプロポーザル審査委員会を設置するため提案するものである。

				 改正後								 改正前			
別表	(第2多	条、第3条、 第	第4条関係					別表	(第23	入第3条 、第	54条関				
市	長に置え	かれる附属機関	曷					市長に置かれる附属機関							
	名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び 副会長等の 選任方法		名称	担当する事 務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び 副会長等の 選任方法
	略								略						
ı	五所川	略							五所川	略					
ı	原市成								原市成						
	年後見								年後見						
	制度利								制度利						
	用促進								用促進						
	委員会								委員会						
			<u>委員長</u>	学識経験を		委嘱さ	委員の互選								
	原市プ					れた日									
			<u>長</u>			から契									
			委員	その他市長		約候補									
		当たっての		が必要と認		者を選									
	<u>会</u>	審査に関す		<u>める者</u>		定した									
		<u>ること。</u>				日まで									
教	:育委員会	会に置かれる例	付属機関	T		T		教	有委員会	会に置かれる所				T	
	名称	担当する事 務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び 副会長等の 選任方法		名称	担当する事 務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び 副会長等の 選任方法
	略								略						
	五所川	略							五所川	略					
	原市学								原市学						
	校給食								校給食						
	運営委								運営委						
	員会								員会						

			改正後					改正前
五所川	プロポーザ	委員長	学識経験を	案件ご	委嘱さ	委員の互選		
原市教	ル方式によ	副委員	有する者	とに10	<u>れた日</u>			
育委員	る契約候補	<u>長</u>	市の職員	人以内	から契			
会プロ	者の選定に	<u>委員</u>	その他市長		約候補			
ポーザ	当たっての		が必要と認		者を選			
ル審査	審査に関す		<u>める者</u>		<u>定した</u>			
委員会	ること。				日まで			
農業委員会	会に置かれる降	付属機関	略				農業委員会に置かれる附属機関 略	

○五所川原市附属機関に関する条例(平成17年五所川原市条例第24号)の一部を改正する条例新旧対照表(附則第2項関係 五所川原市特別職の職員で非 常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

Ę	女正後		改正前						
表(第2条、第4条関係)			別表	別表(第2条、第4条関係)					
区分 報酬の額 旅費の額				区分	報酬の額	旅費の額			
略				略					
旧市役所本庁舎跡地利活用検討	略			旧市役所本庁舎跡地利活用検討	略				
委員会委員				委員会委員					
プロポーザル審査委員会委員	日額 5,700円								
産業医	略			産業医	略				
略				略					

平成17年3月28日五所川原市条例第24号

改正

平成17年9月30日五所川原市条例第213号 平成18年3月22日五所川原市条例第2号 平成19年3月16日五所川原市条例第10号 平成20年3月17日五所川原市条例第3号 平成20年6月16日五所川原市条例第25号 平成20年9月19日五所川原市条例第39号 平成20年12月24日五所川原市条例第45号 平成21年3月18日五所川原市条例第4号 平成21年9月24日五所川原市条例第35号 平成22年3月18日五所川原市条例第3号 平成22年9月27日五所川原市条例第24号 平成23年3月23日五所川原市条例第3号 平成24年3月16日五所川原市条例第2号 平成25年3月21日五所川原市条例第6号 平成25年6月17日五所川原市条例第24号 平成26年3月18日五所川原市条例第2号 平成27年3月25日五所川原市条例第3号 平成28年3月14日五所川原市条例第5号 平成29年3月21日五所川原市条例第4号 平成29年6月21日五所川原市条例第17号 平成30年6月18日五所川原市条例第19号 平成30年9月13日五所川原市条例第24号 令和2年3月17日五所川原市条例第4号

五所川原市附属機関に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する市長その他の執行機関の附属機関 について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例で設置する附属機関の組織等)
- 第2条 市長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員の構成、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。 (附属機関の長等)
- 第3条 会長又は委員長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。
- 2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長等が2人以上置かれる附属機関においては、副会長等の行う前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。
- 5 会長等及び副会長等にともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任命)

- 第4条 委員は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長その他の執行機関が任命又は委嘱 する。
- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する市長その他の執行機関が招集する。
- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長等、副会長等及び委員の除斥)

第6条 会長等、副会長等及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、附属機関の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(部会)

- 第7条 附属機関に各種検討を行うための部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長等が指名するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長等が指名する。
- 4 部会長は部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成17年9月30日五所川原市条例第213号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成18年3月22日五所川原市条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日五所川原市条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成20年3月17日五所川原市条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月16日五所川原市条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

附 則 (平成20年9月19日五所川原市条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成20年12月24日五所川原市条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成21年3月18日五所川原市条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日五所川原市条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成22年3月18日五所川原市条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成22年9月27日五所川原市条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年3月23日五所川原市条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成24年3月16日五所川原市条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日五所川原市条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年6月17日五所川原市条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年3月18日五所川原市条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年3月25日五所川原市条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月14日五所川原市条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成29年3月21日五所川原市条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(五所川原市立学校給食センター設置条例の一部改正)

2 五所川原市立学校給食センター設置条例(平成17年五所川原市条例第85号)の一部を次のように 改正する。

(次のよう略)

附 則(平成29年6月21日五所川原市条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成30年6月18日五所川原市条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成30年9月13日五所川原市条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和2年3月17日五所川原市条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表(第2条、第3条、第4条関係)

市長に置かれる附属機関

111 75 (-1	直がれる附属機関			•	•	,
名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副会 長等の選任方法
五所川原市	老人保健福祉計	会長	議会議員	30人以内	3年	委員の互選
高齢社会対	画・介護保険事業	副会長	学識経験を有す		,	
	計画案、地域包括		る者			
	支援センターの設	委員	保健・医療・老			
	置及び運営、地域	<i>A</i> A	人福祉等に従事			
	密着型サービスの		する者			
	適正な運営その他		各種市民団体の			
	高齢者施策に関す		代表者等			
	る事項の調査、審		八八八八十			
	議					
	老人ホームの入所	 今長	医師	10人以内	季曜マけ任	会長は福祉事務
	措置等の要否の判		老人ホームの施			所長の職にある
	定に関すること。		設長等		*	者をもって充て
員会	LICK / JCC.		関係行政機関の		属する年度	
R A			職員		の末日まで	-
五 前 川 頂 市	障害者計画、障害		医療及び障害福		, .	委員の互選
	福祉計画及び障害		世界及り降音曲 祉等の関係者	10/(5/1)	日から当該	
	児福祉計画の策定		障害者団体の代		日の属する	
祉計画等策	[- // . /		表者等		年度の末日	
定委員会			関係行政機関の		まで	
人 女只五			職員		6	
五前川 百市	水道事業の評価に		議会議員	5人以内	季曜された	委員の互選
	対する厚生労働省		職会職員 学識経験を有す	O MANE	日から意見	
	で定めた実施要領	女只	子職性級を行りる者		を答申した	
	及び実施細目を勘		の4 受益者		日まで	
	案した審議		^{又無日} 経済団体代表者		T & C	
	木した雷賊		在 学			
	て小学事業の証何	Δ Ε	*	E I DI H	禾 呢 と み た	乗員の万温
五 /// 川 / 川 / 巾	下水道事業の評価	云攴	議会議員	5人以内	安鴨された	委員の互選

1 >>4 >II(s]))/ =#-/== #A 2 -/- }	l	_ , , , , , ,]
	に対する国土交通		学識経験を有す		日から意見	
評価番議会	省で定めた実施要		る者		を答申した	
	領及び実施細目を	委 員	受益者		日まで	
	勘案した審議		経済団体代表者			
			等			
	名誉市民、市褒賞			10人以内		委員の互選
顕彰委員会	及び文化褒賞の候	副会長	学識経験を有す		日から意見	
	補者の審議及び答		る者		を答申した	
	申	委員			日まで	
五所川原市	男女共同参画計画	委員長	市民	12人以内	2年	委員の互選
男女共同参	の策定及び進行管					
画推進委員	理に関すること。					
会	男女共同参画に関	副委員長	学識経験を有す			
	する意識改革・人		る者			
	材育成に係る事業					
	に関すること。					
	その他必要な事項	委員				
	に関すること。					
五所川原市	青少年の指導、育	会長	議会議員	10人以内	2年	委員の互選
青少年問題	成、保護及び矯正	副会長	関係行政機関の			
協議会	に関する総合施策		職員			
	の樹立につき必要	委員	学識経験を有す			
	な重要事項を調査		る者			
	審議すること。					
五所川原市	伝統文化の発掘、	会長	伝統文化団体の	10人以内	2年	委員の互選
伝統文化市	保存及び振興並び		関係者			
民懇談会	に後継者の育成並	副会長	学識経験を有す			
	びに伝統文化の振		る者			
	興発展に貢献があ	委員	関係行政機関の			
	ったものの表彰に		職員			
	関すること。					
五所川原市	一般廃棄物の減量	会長	市民	10人以内	委嘱された	委員の互選
廃棄物減量	化、資源化及び適	副会長	学識経験を有す		日から意見	
等推進審議	正処理の推進等に	委員	る者		を答申した	
会	関すること。		廃棄物関係業者		日まで	
	その他廃棄物処理		の団体を代表す			
	に関し必要な事項		る者			
	に関すること。		関係行政機関の			
			職員			
五所川原市	住宅政策実態把握	委員長	各種市民団体の	15人以内	委嘱された	委員の互選
住宅政策実	の調査及び審議並	副委員長	代表者		日から意見	
態調査委員	びに住生活基本計	委員	関係教育・行政		を答申した	
会	画の策定		機関の職員保		日まで	
			健・医療・福祉			
			団体の代表者			
			建築関係団体の			
			代表者			
五所川原市	市民提案型事業補	会長	学識経験を有す	10人以内	2年	委員の互選
	助金交付先候補の	副今長	る者			

事業審査会	選考	委員	市民			
	上下水道事業及び	会長	学識経験を有す	10人以内	委嘱された	委員の互選
	工業用水道事業に		る者		日から意見	
	おける経営及び料		受益者		を答申した	
	金等に関する事項		経済団体代表者		日まで	
	の調査及び審議		等		, , , ,	
	五所川原圏域定住	会長	学識経験を有す	15人以内	2年	委員の互選
	自立圏共生ビジョ		る者	20700011	_ '	
	ンの策定、変更等		五所川原圏域共			
	に関すること。		生ビジョンの取			
			組内容に関連す			
			る団体等を代表			
			する者			
五所川原市	健康増進計画の策	全長		25人以内	2年	委員の互選
	定に関する事項及		保健医療関係団		2 1	9,403.2
	び同計画に基づく		体の代表者			
HJX 🕰	事業の推進に関す	•	住民組織及び地			
	る事項の審議		域保健組織代表			
	3 手 民 り 田 時		者			
			「『 事業所等の代表			
			者			
			で 学識経験を有す			
			る者			
五部川原市	地域福祉計画の策	全長	福祉関係団体の	15人以内	委嘱された	
			代表者	10/(2/1)	日から当該	女員 4 五 5
画策定委員			各種市民団体の		日の属する	
会		A P	代表者		年度の末日	
			関係行政機関の		まで	
			職員		5	
五郎川直串	特定教育・保育施			15人以内	2年	委員の互選
	設及び特定地域型		子ども・子育て	10/(5/1)	2 —	女員の五選
	保育事業の利用定		支援に関する事			
月~五哦	員の設定に関する	女只	業に従事する者			
	良の政定に関すること。		教育関係者			
	ここ。 子ども・子育て支		教育関係有 子どもの保護者			
	援事業計画に関す		丁ともの体護有			
	仮事来計画に関すること。					
	ること。 子ども・子育て支					
	接に関する施策の					
	推進及び実施状況					
	推進及い美旭仏伝 を調査審議するこ					
	を 調査 番戦 りること。					
工部川原本	こ。 五所川原市いじめ	今 長	法律、医療、教	6 / DIP	委嘱された	未員の万選
	問題専門委員会が			U八丛門	安隅された日から意見	女貝ツユ思
			育、心理、福祉			
则 宜安貝云	調査する重大事態		等に関して優れた数目を有する		を答申した	
	と認められるいじ		た識見を有する		日まで	
	めを同専門委員会		者			
	とともに並行調査					
	すること及び同専					

	門委員会の調査結 果の再調査に関す ること。					
農業委員会	農業委員会の委員 の候補者の選考に 関すること。	副委員長 委員	学識経験を有す る者 農業関係団体を 代表する者		委嘱された 日から農業 委員会の委 員が任命さ れた日まで	委員の互選
予防接種健	予防接種による健 康被害に関する事 項の調査及び審議	委員	一般社団 無する 大が 悪する 悪する 悪する 悪する 悪する を を の の の の の の の の の の の の の		委嘱された 日から意見 を答申した 日まで	委員の互選
成年後見制 度利用促進 委員会	成年後見制度の大成年後見制度の年のの本の年の本では、本年の本の本では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	副会長委員	弁司社社所祉青五職各代つ域支表護法会会川協森所員種表が連援ま福福原議家川 市者る合協 大会職判部 体 五自の 北域会の 大会職判部 体 五自のの 広立代	7人以内	3年	委員の互選

教育委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	一一班	会長等及び副会 長等の選任方法
五所川原市	市に所在する遺跡	委員長	学識経験を有す	20人以内	2年	委員の互選
遺跡整備検	の整備検討	副委員長	る者			
討委員会		委員				
五所川原市	いじめ防止等のた	会長	法律、医療、教	6人以内	2年	委員の互選
いじめ問題	めの対策、重大事	副会長	育、心理、福祉			
専門委員会	態と認められるい	委員	等に関して優れ			
	じめの調査その他		た識見を有する			
	いじめに関する重		者			
	要事項の調査審議					
	に関すること。					
五所川原市	市内に住所を有す	委員長	医師、児童福祉	20人以内	1年	委員の互選
教育支援委	る就学予定者及び	副委員長	施設の職員及び			

員会	市が設置する小学	委員	教職員			
	校若しくは中学校		学識経験を有す			
	に転学し、又は在		る者			
	学する者のうち障		関係行政機関の			
	がいがある、又は		職員			
	疑われるものに係					
	る教育的ニーズに					
	応じた支援体制、					
	教育内容等に関す					
	ること。					
五所川原市	学校給食に関する	会長	市立小中学校の	20人以内	1年	委員の互選
学校給食運	重要な事項を協議	副会長	教職員			
営委員会	し、学校給食の運	委員	市立小中学校 P			
	営について審議す		TA代表			
	ること。		学識経験を有す			
			る者			
			関係行政機関の			
			職員			
			食品加工及び販			
			売に関する団体			
			の代表者			

農業委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	会長等及び副会
						長等の選任方法
五所川原市	農地利用最適化推	委員長	農業委員会の委	9人以内	委嘱された	委員の互選
農地利用最	進委員の候補者の	副委員長	員		日から農地	
適化推進委	選考に関するこ	委員	農業関係団体を		利用最適化	
員候補者選	と。		代表する者		推進委員が	
考委員会					委嘱された	
					日まで	

○五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成17年3月28日五所川原市条例第38号

改正

平成17年6月24日五所川原市条例第202号 平成17年9月30日五所川原市条例第213号 平成18年3月22日五所川原市条例第3号 平成18年6月20日五所川原市条例第29号 平成19年3月16日五所川原市条例第1号 平成19年3月16日五所川原市条例第10号 平成20年3月17日五所川原市条例第5号 平成20年6月16日五所川原市条例第25号 平成20年9月19日五所川原市条例第34号 平成20年9月19日五所川原市条例第39号 平成20年12月24日五所川原市条例第44号 平成20年12月24日五所川原市条例第45号 平成21年6月17日五所川原市条例第33号 平成21年9月24日五所川原市条例第35号 平成22年2月16日五所川原市条例第1号 平成22年3月18日五所川原市条例第3号 平成22年9月27日五所川原市条例第24号 平成23年3月23日五所川原市条例第3号 平成23年12月21日五所川原市条例第35号 平成24年3月16日五所川原市条例第2号 平成25年3月21日五所川原市条例第6号 平成25年6月17日五所川原市条例第24号 平成26年3月18日五所川原市条例第2号 平成26年3月18日五所川原市条例第3号 平成27年3月25日五所川原市条例第3号 平成27年3月25日五所川原市条例第4号 平成28年3月14日五所川原市条例第1号 平成28年3月14日五所川原市条例第5号 平成29年6月21日五所川原市条例第17号 平成29年9月28日五所川原市条例第22号 平成30年3月20日五所川原市条例第1号 平成30年6月18日五所川原市条例第19号 平成30年9月13日五所川原市条例第22号 平成30年9月13日五所川原市条例第24号 令和元年9月13日五所川原市条例第9号 令和元年12月17日五所川原市条例第18号 令和2年3月17日五所川原市条例第4号 令和2年6月18日五所川原市条例第17号 令和3年6月18日五所川原市条例第19号

五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、同条第 1項に掲げる非常勤の職員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償について定めるものと する。

(報酬)

第2条 委員等の報酬額は、別表のとおりとする。

- 2 委員等の報酬額が年額で定められている場合において、新たに委員等になったときはその月から、 退職又は死亡等により委員等でなくなったときはその月まで報酬を支給する。
- 3 報酬額が月額で定められている場合において、新たに委員等になったときはその日から、退職したときはその日まで、死亡したときはその日まで報酬を支給する。
- 4 前項の日割計算の方法は、報酬月額をその月の現日数で除して計算する。
- 5 報酬額が日額で定められている場合は、勤務日数に応じて報酬を支給する。
- 6 報酬は、いかなる場合も重複して支給しない。
- 7 五所川原市職員の給与に関する条例(平成17年五所川原市条例第44号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)であって委員等を兼ねている者には、報酬を支給しない。ただし、 その委員等の職務が正規の勤務時間外に行われたときは、報酬を支給することができる。
- 第3条 報酬の支給期日は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 報酬が年額で定められている場合 任命権者が定める。
 - (2) 報酬が月額で定められている場合 一般職の職員の例による。
 - (3) 報酬が日額で定められている場合 任命権者が定める。

(費用弁償)

- 第4条 委員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。ただし、車賃の額は1キロメートルにつき37円とする。

(支給方法等)

第5条 報酬及び費用弁償の支給方法等については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の 例による。

附則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成17年6月24日五所川原市条例第202号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日五所川原市条例第213号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月22日五所川原市条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月20日五所川原市条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月16日五所川原市条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役の在職特例に関する経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下「改正法」という。)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の在職中に限り、第3条の規定による改正後の五所川原市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の五所川原市特別職報酬等審議会条例(以下この項において「旧条例」という。)第2条の規定はなおその効力を有する。この場合において、旧条例第2条中「助役」とあるのは「副市長」とする。
- 3 附則第1項の規定にかかわらず、改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の在職中に限り、第4条の規定による改正後の五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第2条、第4条、別表第1、別表第3及び別表第4の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第2条、第4条、別表第1、別表第3及び別表第4の規定はなおその

効力を有する。この場合において、旧条例第2条、第4条、別表第1、別表第3及び別表第4の規 定中「助役」とあるのは「副市長」とする。

4 附則第1項の規定にかかわらず、改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の在職中に限り、第6条の規定による改正後の五所川原市職員等の旅費に関する条例第39条の規定は適用せず、第6条の規定による改正前の五所川原市職員等の旅費に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第39条の規定はなおその効力を有する。この場合において、旧条例第39条中「この条例を、医療職給料表、教育職給料表及び単純労務職給料表の適用を受ける者の旅行に適用する場合には、行政職給料表の級の職務に相当する職務の級は、別表第1及び別表第3においては別表第5(ア)のとおりとし、別表第2及び別表第4においては別表第5(イ)のとおりとする。ただし、医療職給料表中」とあるのは「医療職給料表中」とし、「別表第1の助役・収入役・固定資産評価員・常勤の監査委員の欄」とあるのは「別表第1中副市長、収入役、固定資産評価員、常勤の監査委員の項」とする。

附 則(平成19年3月16日五所川原市条例第10号抄) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月17日五所川原市条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表五所川原市水道事業所事業再評価審議委員会委員の項の次に水道事業経営審議委員会委員の項及び工業用水道事業経営審議委員会委員の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月16日五所川原市条例第25号抄) (施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日五所川原市条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月19日五所川原市条例第39号抄) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月24日五所川原市条例第44号抄) (施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月24日五所川原市条例第45号抄) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月17日五所川原市条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月24日五所川原市条例第35号抄) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月16日五所川原市条例第1号抄) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月18日五所川原市条例第3号抄) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年9月27日五所川原市条例第24号抄) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月23日五所川原市条例第3号抄) (施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月21日五所川原市条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月16日五所川原市条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日五所川原市条例第6号抄) (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月17日五所川原市条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月18日五所川原市条例第2号抄) (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日五所川原市条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日五所川原市条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日五所川原市条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。) 附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月14日五所川原市条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月14日五所川原市条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月21日五所川原市条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年9月28日五所川原市条例第22号)

この条例は、平成30年3月28日から施行する。

附 則(平成30年3月20日五所川原市条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月18日五所川原市条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月13日五所川原市条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた農業委員会の会議及び農地の紛争調停等のため招集に応じて出 席した場合の費用弁償の支給については、なお従前の例による。 (五所川原市社会教育委員設置条例の一部改正)

3 五所川原市社会教育委員設置条例 (平成17年五所川原市条例第203号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成30年9月13日五所川原市条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月13日五所川原市条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月17日五所川原市条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 附 則(令和2年3月17日五所川原市条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月18日五所川原市条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月18日五所川原市条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

区分	報酬の)額	旅費の額
教育委員会委員	月額	43,700円	五所川原市職員等の旅費
選挙管理委員会委員長	月額	48,800円	に関する条例(平成17年
選挙管理委員会委員	月額	29,000円	五所川原市条例第48号。
			以下「条例」という。)
			に規定する一般職の職員
			の旅費相当額
代表監査委員	月額		五所川原市特別職の職員
代表監査委員以外の監査委員	月額		の給与及び旅費に関する
			条例(平成17年五所川原
			市条例第41号)に規定す
			る副市長の旅費相当額
農業委員会会長	月額100,200円		条例に規定する一般職の
	則で定める額		職員の旅費相当額
農業委員会会長職務代理者	月額70,200円」	以内で規則	
	で定める額		
農業委員会委員	月額63,200円」	以内で規則	
	で定める額		
農地利用最適化推進委員	月額59,200円」	以内で規則	
	で定める額		
農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委	日額	5,700円	
員 DATE OF THE O			
固定資産評価審査委員会委員長	日額	5,700円	
固定資産評価審査委員会委員	日額	5,700円	
行政不服審査会委員	日額	5,700円	
行政不服審査会専門委員	日額	5,700円	
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	5,700円	

防災会議委員	日額	5,700円
国民保護協議会委員	日額	5,700円
顕彰委員会委員	日額	5,700円
いじめ問題調査委員会	日額	5,700円
地域審議会委員	日額	5,700円
特別職報酬等審議会委員	日額	5,700円
産業医	月額	30,000円
選挙長	国会議員の	選挙等の執行
選挙立会人	経費の基準	に関する法律
開票管理者	(昭和25年	法律第179号)
開票立会人	第14条第1	項各号に掲げ
	る職の区分	に応じ、それ
	ぞれ当該各	号に掲げる額
投票所の投票立会人	国会議員の	選挙等の執行
期日前投票所の投票管理者	経費の基準	に関する法律
期日前投票所の投票立会人	第14条第1	項各号に掲げ
	る職の区分	に応じ、それ
	ぞれ当該各	号に掲げる額
	(勤務時間	数が他の投票
	所と比較し	て短い場合に
	あっては、	当該額を超え
		で任命権者が
	市長と協議	して定める
	額)	
投票所の投票管理者		内において任
		長と協議して
	定める額	
男女共同参画推進委員会委員	日額	5,700円
総合計画審議会委員	日額	5,700円
市民提案型事業審査会委員	日額	5,700円
五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会	日額	5,700円
委員 	n hat	5 700 M
国民健康保険運営協議会委員	日額	5,700円
公害対策審議会委員	日額	5,700円
廃棄物減量等推進審議会委員 日4. 5.日 4. 赤 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5.	日額	5,700円
民生委員推薦会委員	日額	5,700円
福祉事務所嘱託医(一般)	月額	56, 200円
福祉事務所嘱託医(精神科)	月額	14,050円
地域福祉計画策定委員会委員	日額	5,700円
高齢社会対策検討委員会委員	日額	5,700円
入所判定委員会委員	日額	5,700円
成年後見制度利用促進委員会委員	日額	5,700円
障害者計画・障害福祉計画等策定委員会委員	日額	5,700円
福祉有償運送運営協議会委員	日額	5,700円
子ども・子育て会議委員	日額	5,700円
健康推進協議会委員	日額	5,700円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	5,700円
農業委員会委員候補者選考委員会委員	日額	5,700円

南部地区上地区画整理事業評価員 日額 5,700円 大町二丁目地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 大町二丁目地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 駅東部地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 駅東部地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 駅東部地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 駅東部第二地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 民東京部第二地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 住居表示審議会委員 日額 5,700円 住居表示審議会委員 日額 5,700円 住居表示審議会委員 日額 5,700円 大下水道事業評価審議会委員 日額 5,700円 大下の四円 大下水道事業評価審議会委員 日額 5,700円 大下の四円 大下の四円 大下の回円 上下水道事業部経常審議会委員 日額 5,700円 大下の回円 上下水道事業部と会委員 日額 5,700円 大下の回回 対野を協議会委員 日額 5,700円 大下の回回]
南部地区土地区画整理事業評価員 日額	都市計画審議会委員	日額	5,700円	
大町二丁目地区土地区画整理審議会委員 日額 5,700円 駅東部地区土地区画整理審議会委員 日額 5,700円 駅東部地区土地区画整理審議会委員 日額 5,700円 駅東部地区土地区画整理審議会委員 日額 5,700円 住宅政策享能調查委員会委員 日額 5,700円 住宅及策実能調查委員会委員 日額 5,700円 住宅及策実能調查委員会委員 日額 5,700円 上下水道事業評価音 1 5,700円 上下水道審議会委員 日額 5,700円 社会教育委員 日額 5,700円 世紀 5,700円 世紀 6,700円 世紀 6,000円 中級 1,000円 中級 1,000円 年額 1,000円 1,200人以上1,49月人以下年額 5,000円 1,200人以上1,49月人以下年額 5,000円 900人以上1,49月人以下年額 1,000円 中級 1,200人以上1,49月人下年額 1,000円 1,200人以上1,49月人以下年額 1,000円 1,200人以上1,49月人以下年前 1,000円 1,200人以上1,49月人以下午前 1,000円 1,200人以上1,49月上中紅 1,000		-		
大町二丁目地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 駅東部地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 駅東部地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 駅東部第二地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 保居表示審議会委員 日額 5,700円 住居表示審議会委員 日額 5,700円 住居表示審議会委員 日額 5,700円 大道事業等経營会委員 日額 5,700円 下水道事業等経營会委員 日額 5,700円 日額 5,000円 日 5,000円 日 6,000円 6	南部地区土地区画整理事業評価員	日額	5,700円	
原東部地区上地区画整理事業評価員 日額 5,700円 別東部第二地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 別東部第二地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 住宅政策実施調查委員会委員 日額 5,700円 住宅政策実施調查委員会委員 日額 5,700円 上下水道事業評価審議会委員 日額 5,700円 上下水道事業等経営審議会委員 日額 5,700円 上下水道事業等経営審議会委員 日額 5,700円 上下水道事業等経営審議会委員 日額 5,700円 上下水道事業等経営審議会委員 日額 5,700円 大企教育委員会委員 日額 5,700円 文化別保護審議会委員 日額 5,700円 文化別保護審議会委員 日額 5,700円 技会教育委員 日額 5,700円 技会教育委員 日額 5,700円 技会教育委員会委員 日額 5,700円 対方支援委員会委員 日額 5,700円 財育支援委員会委員 日額 5,700円 財育支援委員会委員 日額 5,700円 別市支援委員会委員 日額 5,700円 別市支援委員会委員 日額 5,700円 別市支援委員会委員 日額 5,700円 別市支援委員会委員 日額 5,700円 別市支援委員会委員 日額 5,700円 別市支援委員会每門員 日額 5,700円 別市支援委員会每門員 日額 5,700円 別市支援委員会每門員 日額 5,700円 別市支援委員会每門員 日額 5,700円 別市支援委員会等目 日額 5,700円 別市支援委員会等目 日額 5,700円 別市支援委員会委員 日額 5,700円 別市支援委員会等目 6,000円 日前 5,000円 日前 5,000円 日前 5,000円 年額 130,000円 年額 100,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 日前 5,00円 第1,200人以上1,499人以下年額 10,000円 日前 1,200人以上2,499人以下年額 10,000円 日前 1,200人以上4,499人以下年額 10,000円 日前 1,200人以上4,199人以下年額 10,000円 日前 1,200人以上4,199人以下年額 10,000円 日前 1,200円 日前	大町二丁目地区土地区画整理審議会委員	日額	5,700円	
原東部地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 駅東部第二地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 住居素示審議会委員 日額 5,700円 住居素示審議会委員 日額 5,700円 住居素示審議会委員 日額 5,700円 在房業が高議会委員 日額 5,700円 上下水道事業評価審議会委員 日額 5,700円 上下水道事業評価審議会委員 日額 5,700円 上下水道事業評価審議会委員 日額 5,700円 上下水道事業部へ委員 日額 5,700円 上下水道事業部へ委員 日額 5,700円 上下水道事業部へ委員 日額 5,700円 上下水道事業部へ委員 日額 5,700円 全校給食運営委員会委員 日額 5,700円 全校給食運営委員会委員 日額 5,700円 全校的機能審議会委員 日額 5,700円 全体的機能要素会委員 日額 5,700円 全体的限器表表会委員 日額 5,700円 日初 5,700円 世級主要員会委員 日額 5,700円 日初 5,700円 世級主要員会委員 日額 5,700円 日初 5,700円 世級主要員会委員 日額 5,700円 日初 5,000円 日初 5,000円 日初 4,000円 日の人以上、199人以下年額 45,000円 1,200人以上、199人以下年額 56,000円 日、500人以上、199人以下年額 56,000円 日、500人以上、199人以下年額 10,000円 日、500人以上、199人以下年額 10,000円 日、500人以上、199人以下年額 14,000円 日、700人以上、199人以下年額 14,000円 日、700人以上、199人以下年額 14,000円 日、700人以上、199人以下年額 16,000円 日、700人以上、199人以下年額 16,000円 日、700人以上、199人以下年額 16,000円 日、700人以上、199人以下年額 18,000円 日、700人以上、199人以下年額 16,000円 日、100人以上、199人以下年額 16,000円 日、100人以上、199人以下年額 16,000円 日、100人以上、199人以下年額 16,000円 日、100人以上、199人以下年額 16,000円 日、100人以上、100円 日 100人以上、100円 日	大町二丁目地区土地区画整理事業評価員	日額	5,700円	
駅東部第二地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 駅東部第二地区土地区画整理事業評価員 日額 5,700円 位居表示審議会委員 日額 5,700円 水道事業評価審議会委員 日額 5,700円 水道事業評価審議会委員 日額 5,700円 上下水道事業等経管審議会委員 日額 5,700円 通学区域審議会委員 日額 5,700円 通学区域審議会委員 日額 5,700円 通学区域審議会委員 日額 5,700円 通学区域審議会委員 日額 5,700円 超学所以保護審議会委員 日額 5,700円 対力・年間短い議会会委員 日額 5,700円 国連解整備検討委員会委員 日額 5,700円 対対・中間短い議会会委員 日額 5,700円 対対・中間短い議会会委員 日額 5,700円 対対・中間短い議会会委員 日額 5,700円 を統文化市民懇談会委員 日額 5,700円 対方支援委員会委員 日額 5,700円 フボーツ推進委員 日額 5,700円 フボーツ推進委員 日額 5,700円 フボーツ推進を委員 日額 5,700円 フボーツ推進を表員 日額 5,700円 中額 5,700円 フボーツ推進を表員 130,000円 中額 130,000円 中額 100,000円 中額 100,000円 日額 100,000円 中額 100,000円 日額 100,000円 中額 100,000円 中額 100,000円 日額 100,000円 中額 100,000円 日額 100,000円 日額 100,000円 日前 100,	駅東部地区土地区画整理審議会委員	日額	5,700円	
東東部第二地区土地区画整理事業評価員 日額	駅東部地区土地区画整理事業評価員	日額	5,700円	
日額	駅東部第二地区土地区画整理審議会委員	日額	5,700円	
上空政策実態調査委員会委員	駅東部第二地区土地区画整理事業評価員	日額	5,700円	
田額 5,700円 下水道事業評価審議会委員 日額 5,700円 下水道事業評価審議会委員 日額 5,700円 下水道事業等経営審議会委員 日額 5,700円 近くなきでいる会員 日額 5,700円 近くなきでいる会員 日額 5,700円 近く数音委員 日額 5,700円 近く数音委員 日額 5,700円 近く数音委員 日額 5,700円 大りの円 5,700円 5,700円 大りの円 5,700円 5,700円 大りの円 5,700円 5,700円 大りの円 5,700円 5,700円 大りの円 1,000円 5,700円 5,700円 大りの円 1,000円 5,700円 5,7	住居表示審議会委員	日額	5,700円	
下水道事業評価審議会委員 日額 5,700円 上下水道事業等経営審議会委員 日額 5,700円 逆径松食運営委員会委員 日額 5,700円 社会教育委員 日額 5,700円 文化財保護審議会委員 日額 5,700円 対企会教育委員 日額 5,700円 関書館協議会委員 日額 5,700円 同方少年問題協議会委員 日額 5,700円 情が整備検討委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 財育支援委員会委員 日額 5,700円 とび医 基本報酬 年額 130,000円 「中額 5,700円 「中額 5,000円 「中額 5,000円 「中額 60,000円 「100人以上1,99人以下年額 45,000円 「100人以上1,199人以下年額 55,000円 「1,200人以上1,199人以下年額 60,000円 「1,200人以上1,499人以下年額 60,000円 「1,200人以上299人以下年額 10,000円 「1,200人以上499人以下年額 10,000円 「1,200人以上499人以下年額 14,000円 「100人以上299人以下年額 14,000円 「100人以上499人以下年額 14,000円 「1,000円 「1,200人以上499人以下年額 14,000円 「1,200人以上499人以下年額 14,000円 「1,200人以上499人以下年額 14,000円 「1,200人以上1,199人以下年額 14,000円 「1,200人以上1,199人以下年額 14,000円 「1,200人以上1,199人以下年額 14,000円 「1,200人以上499人以下年額 14,000円 「1,200人以上499人以下年額 14,000円 「1,200人以上1,199人以下年額 14,000円 「1,200人以上1,199人以下年 20,000円 「1,200人以上1,199人以下年 20,000円 「1,200人以上1,199人以下 20,000円 「1,200人以上1,199人以下 20,000円 「1,200人以上1,199人以下 20,000円 「1,200人以上1,199人以下 20,000円 「1,200人以上1,199人以下 20,000円 「1,200人以上1,199人以下 20,000円 「1,200人以上1,199人以下 20,000円 「	住宅政策実態調査委員会委員	日額	5,700円	
上下水道事業等経営審議会委員 日額 5,700円 学校給食運営委員会委員 日額 5,700円 通学区域審議会委員 日額 5,700円 社会教育委員 日額 5,700円 社会教育委員 日額 5,700円 図書館協議会委員 日額 5,700円 図書館協議会委員 日額 5,700円 伝統文化市民懇談会委員 日額 5,700円 伝統文化市民懇談会委員 日額 5,700円 数育支援委員会委員 日額 5,700円 数育支援委員会委員 日額 5,700円 数育支援委員会专門員 日額 5,700円 以北一少推進委員 日額 5,700円 平額 130,000円 年額 30,000円 年額 30,000円 第20人以上299人以下年額 35,000円 300人以上499人以下年額 35,000円 300人以上499人以下年額 35,000円 900人以上1,199人以下年額 55,000円 1,200人以上1,199人以下年額 55,000円 1,200人以上1,499人以下年額 60,000円 900人以上1,499人以下年額 60,000円 1,500人以上年額 65,000円 年額 10,000円 年額 14,000円 500人以上499人以下年額 14,000円 500人以上499人以下年額 14,000円 500人以上499人以下年額 14,000円 500人以上499人以下年額 14,000円 500人以上499人以下年額 14,000円 500人以上499人以下年額 14,000円 700人以上499人以下年額 14,000円 500人以上499人以下年額 14,000円 500人以上499人以下年額 14,000円 500人以上499人以下年額 20,000円 700人以上499人以下年額 20,000円 700人以上499人以下年額 20,000円 700人以上1,199人以下年額 20,000円 1,200人以上1,499人以下年額 20,000円 700人以上490人以下年額 24,000円 7章の範囲内において任 6権者が市長と協議して 6権者が定める額	水道事業評価審議会委員	日額	5,700円	
学校給食運営委員会委員 日額 5,700円 通学区域審議会委員 日額 5,700円 社会教育委員 日額 5,700円 文化財保護審議会委員 日額 5,700円 文化財保護審議会委員 日額 5,700円 南少年間協議会委員 日額 5,700円 横が撃備検討委員会委員 日額 5,700円 機能を運営委員会委員 日額 5,700円 機能を受ける 日額 5,700円 機能を受ける 日額 5,700円 機能を受ける 日額 5,700円 を持ち続きを受ける 日額 5,700円 を持ち続きのの円 日額 5,700円 を持ち続きのの円 日額 5,700円 を持ちによる。 日初 5,700円 のののの円 のの人以上も、199人以下年額 60,000円 ののののののののののののののののののののののののののののののののの	下水道事業評価審議会委員	日額	5,700円	
通学区域審議会委員 日額 5,700円 注会教育委員 日額 5,700円 文化財保護審議会委員 日額 5,700円 図書館協議会委員 日額 5,700円 青少年問題協議会委員 日額 5,700円 遺跡整備検討委員会委員 日額 5,700円 遺跡整備検討委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 水ボーツ推進委員 日額 5,700円 スボーツ推進委員 日額 5,700円 スボーツ推進委員 日額 5,700円 以じめ問題専門委員会 日額 5,700円 「大のの円 「大ののの円 「大のの円 「大ののの円 「大ののの用 「大ののの円 「大のののの 「大のののの 「大のののの 「大のののの 「大のののの 「大ののののの 「大のののの	上下水道事業等経営審議会委員	日額	5,700円	
通学区域審議会委員 日額 5,700円 注会教育委員 日額 5,700円 文化財保護審議会委員 日額 5,700円 図書館協議会委員 日額 5,700円 青少年問題協議会委員 日額 5,700円 遺跡整備検討委員会委員 日額 5,700円 遺跡整備検討委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 水ボーツ推進委員 日額 5,700円 スボーツ推進委員 日額 5,700円 スボーツ推進委員 日額 5,700円 以じめ問題専門委員会 日額 5,700円 「大のの円 「大ののの円 「大のの円 「大ののの円 「大ののの用 「大ののの円 「大のののの 「大のののの 「大のののの 「大のののの 「大のののの 「大ののののの 「大のののの	学校給食運営委員会委員	日額	5,700円	
日額	通学区域審議会委員	日額		
文化財保護審議会委員 日額 5,700円 青少年問題協議会委員 日額 5,700円 伝統文化市民懇談会委員 日額 5,700円 遊跡整備検討委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 以上の問題専門委員会 日額 5,700円 以上の問題専門委員会 日額 5,700円 学校医 基本報酬 年額 130,000円 年額 130,000円 年額 35,000円 年額 30,000円 年額 40,000円 年額 40,000円 年額 5,000円 900人以上499人以下 700人以上499人以下 700人以上1,199人以下 900人以上1,199人以下 1,500人以上 499人以下 年額 60,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 60,000円 年額 60,000円 年額 60,000円 年額 100,000円 年額 100,000円 年額 100,000円 年額 12,000円 年額 14,000円 年額 14,000円 年額 14,000円 年額 14,000円 年額 12,000円 年額 12,000円 年額 12,000円 年額 20,000円 年額 20,000円 年額 20,000円 第00人以上1,199人以下 900人以上1,199人以下 900人以上1,199人以下 900人以上1,199人以下 900人以上1,199人以下 1,200人以上1,499人以下 900人以上1,499人以下 900人以上1,499人以下 900人以上1,499人以下 1,500人以上年額 22,000円 24,000円 7算の範囲内において任 命権者が定める額	社会教育委員	日額		
図書館協議会委員 日額 5,700円 青少年問題協議会委員 日額 5,700円 遊跡整備検討委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 以上の問題専門委員会 日額 5,700円 学校医 基本報酬 年額 130,000円 年額 130,000円 年額 35,000円 年額 30,000円 年額 40,000円 年額 40,000円 500人以上1,199人以下 年額 40,000円 500人以上1,199人以下 年額 55,000円 1,200人以上1,199人以下 年額 60,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 60,000円 1,500人以上年額 60,000円 年額 100,000円 年額 100,000円 年額 100,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 12,000円 年額 16,000円 年額 16,000円 年額 12,000円 年額 12,000円 年額 12,000円 年額 12,000円 年額 12,000円 年額 2,000円 年額 2,000円 年額 2,000円 年額 2,000円 年額 22,000円 年額 22,000円 年額 24,000円 年額 24,000円 年額 24,000円	文化財保護審議会委員	日額		
青少年問題協議会委員 日額 5,700円 伝統文化市民懇談会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会専門員 日額 5,700円 スポーツ推進委員 日額 5,700円 いじめ問題専門委員会 日額 5,700円 学校医 基本報酬 年額 130,000円 児童・生徒数 99人以下 年額 35,000円 300人以上499人以下 40,000円 500人以上699人以下 700人以上1,199人以下 55,000円 50,000円 学校薬剤師 基本報酬 年額 100,000円 學校薬剤師 基本報酬 年額 100,000円 學校薬剤師 基本報酬 年額 100,000円 學校薬剤師 基本報酬 年額 100,000円 學校薬剤師 基本報酬 年額 10,000円 学校薬剤師 基本報酬 年額 10,000円 學校薬剤師 基本報酬 年額 10,000円 宇額 10,000円 10,000円 宇額 10,000円 10,000円 中額 12,000円 16,000円 日本額 14,000円		日額	5,700円	
遺跡整備検討委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 双ポーツ推進委員 日額 5,700円 いじめ問題専門委員会 日額 5,700円 学校医 基本報酬 年額 130,000円 児童・生徒数 99人以下 年額 30,000円 300人以上499人以下年額 40,000円 700人以上899人以下年額 45,000円 700人以上1,199人以下年額 50,000円 900人以上1,199人以下年額 60,000円 1,200人以上1,499人以下年額 60,000円 1,500人以上年額 65,000円 學校薬剤師 基本報酬 年額 100,000円 児童・生徒数 99人以下 年額 10,000円 児童・生徒数 99人以下 年額 10,000円 「100人以上299人以下年額 10,000円 年額 100,000円 年額 100人以上99人以下年額 14,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 2,000円 1,200人以上1,199人以下年額 14,000円 900人以上1,199人以下年額 20,000円 1,200人以上1,499人以下年額 22,000円 1,200人以上1,499人以下年額 22,000円 1,500人以上 年額 7算の範囲内において任命権者が市長と協議して 6権者が定める額	青少年問題協議会委員	日額		
遺跡整備検討委員会委員 日額 5,700円 教育支援委員会委員 日額 5,700円 双ポーツ推進委員 日額 5,700円 いじめ問題専門委員会 日額 5,700円 学校医 基本報酬 年額 130,000円 児童・生徒数 99人以下 年額 30,000円 300人以上499人以下年額 40,000円 700人以上899人以下年額 45,000円 700人以上1,199人以下年額 50,000円 900人以上1,199人以下年額 60,000円 1,200人以上1,499人以下年額 60,000円 1,500人以上年額 65,000円 學校薬剤師 基本報酬 年額 100,000円 児童・生徒数 99人以下 年額 10,000円 児童・生徒数 99人以下 年額 10,000円 「100人以上299人以下年額 10,000円 年額 100,000円 年額 100人以上99人以下年額 14,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 2,000円 1,200人以上1,199人以下年額 14,000円 900人以上1,199人以下年額 20,000円 1,200人以上1,499人以下年額 22,000円 1,200人以上1,499人以下年額 22,000円 1,500人以上 年額 7算の範囲内において任命権者が市長と協議して 6権者が定める額	伝統文化市民懇談会委員			
お育支援委員会委員				
教育支援委員会専門員日額5,700円スポーツ推進委員日額5,700円いじめ問題専門委員会日額5,700円学校医 基本報酬年額130,000円児童・生徒数 99人以下年額35,000円300人以上499人以下年額40,000円500人以上699人以下午額45,000円700人以上899人以下年額50,000円900人以上1,199人以下年額55,000円1,200人以上1,499人以下年額60,000円1,500人以上年額65,000円学校薬剤師 基本報酬年額100,000円児童・生徒数 99人以下年額12,000円300人以上299人以下年額12,000円300人以上499人以下年額14,000円500人以上699人以下年額16,000円700人以上899人以下年額18,000円900人以上1,199人以下年額20,000円1,200人以上1,499人以下年額22,000円1,200人以上1,499人以下年額22,000円1,500人以上24,000円その他の委員等予算の範囲内において任予算の範囲内において任予算の範囲内において任命権者が定める額	教育支援委員会委員	-		
いじめ問題専門委員会 日額 5,700円 学校医 基本報酬 年額 130,000円 児童・生徒数 99人以下 年額 30,000円 300人以上499人以下 年額 35,000円 300人以上499人以下 年額 40,000円 500人以上699人以下 年額 50,000円 700人以上899人以下 年額 50,000円 900人以上1,199人以下 年額 55,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 65,000円 1,500人以上年額 65,000円 年額 100,000円 児童・生徒数 99人以下 年額 100,000円 第20人以上299人以下 年額 10,000円 300人以上499人以下 年額 12,000円 300人以上499人以下 年額 14,000円 500人以上699人以下 年額 16,000円 年額 16,000円 年額 18,000円 年額 18,000円 900人以上1,199人以下 年額 12,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 20,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 20,000円 1,500人以上年額 24,000円 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	教育支援委員会専門員			
学校医 基本報酬 年額 130,000円 児童・生徒数 99人以下 100人以上299人以下 35,000円 300人以上499人以下 40,000円 500人以上699人以下 45,000円 700人以上899人以下 50,000円 900人以上1,199人以下 60,000円 1,200人以上1,499人以下 65,000円 学校薬剤師 基本報酬 年額 100,000円 児童・生徒数 99人以下 年額 10,000円 年額 12,000円 年額 300人以上299人以下 年額 12,000円 年額 12,000円 16,000円 700人以上499人以下 年額 18,000円 900人以上1,199人以下 年額 20,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 22,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 22,000円 1,500人以上 年額 24,000円 その他の委員等 予算の範囲内において任 予算の範囲内において任 予算の範囲内において任 命権者が定める額	スポーツ推進委員	日額	5,700円	
甲童・生徒数 99人以下 年額 30,000円 年額 35,000円 300人以上499人以下 年額 40,000円 500人以上699人以下 年額 45,000円 700人以上899人以下 年額 50,000円 900人以上1,199人以下 1,200人以上1,499人以下 1,500人以上年額 65,000円 年額 60,000円 年額 100人以上299人以下 100人以上299人以下 300人以上499人以下 500人以上699人以下 500人以上699人以下 700人以上699人以下 700人以上899人以下 年額 14,000円 年額 14,000円 年額 16,000円 年額 16,000円 年額 16,000円 年額 16,000円 年額 16,000円 年額 12,000円 年額 20,000円 年額 20,000円 年額 20,000円 年額 20,000円 年額 20,000円 年額 22,000円 年額 22,000円 年額 24,000円 千額 24,000円 千額 24,000円 年額 24,000円 千額 24,000円	いじめ問題専門委員会	日額	5,700円	
100人以上299人以下 年額 35,000円 300人以上499人以下 年額 40,000円 500人以上699人以下 年額 45,000円 700人以上899人以下 年額 50,000円 900人以上1,199人以下 1,200人以上1,499人以下 1,500人以上 65,000円 年額 100,000円 年額 100人以上299人以下 100人以上299人以下 4000円 年額 12,000円 年額 12,000円 年額 12,000円 年額 14,000円 年額 14,000円 年額 14,000円 年額 16,000円 年額 16,000円 年額 16,000円 年額 18,000円 年額 18,000円 年額 20,000円 1,200人以上1,199人以下 年額 20,000円 年額 22,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 22,000円 年額 22,000円 年額 24,000円 1,500人以上 6,000円 1,500人以上 6,000人以上	学校医 基本報酬	年額	130,000円	
本額	児童・生徒数 99人以下	年額	30,000円	
500人以上699人以下 700人以上899人以下 900人以上1,199人以下 1,200人以上1,499人以下 1,500人以上年額 55,000円 年額 60,000円 年額 65,000円 年額 100,000円 年額 100,000円 年額 10,000円 年額 10,000円 年額 12,000円 年額 12,000円 年額 14,000円 年額 14,000円 年額 16,000円 年額 16,000円 年額 20,000円 年額 20,000円 年額 22,000円 900人以上1,199人以下 1,200人以上1,499人以下 1,500人以上年額 22,000円 1,500人以上年額 24,000円 その他の委員等 予算の範囲内において任 命権者が市長と協議して 命権者が定める額	100人以上299人以下	年額	35,000円	
700人以上899人以下 900人以上1,199人以下 1,200人以上1,499人以下 年額 55,000円 年額 60,000円 年額 65,000円 年額 100,000円 年額 100,000円 年額 10,000円 年額 12,000円 300人以上499人以下 300人以上499人以下 500人以上699人以下 700人以上899人以下 700人以上899人以下 700人以上1,199人以下 900人以上1,199人以下 1,200人以上1,499人以下 1,200人以上1,499人以下 年額 20,000円 年額 22,000円 年額 22,000円 年額 22,000円 年額 24,000円	300人以上499人以下	年額	40,000円	
900人以上1, 199人以下 1, 200人以上1, 499人以下 1, 500人以上 年額 60, 000円 年額 65, 000円 年額 100, 000円 年額 100, 000円 年額 10, 000円 年額 12, 000円 年額 12, 000円 年額 14, 000円 500人以上499人以下 500人以上699人以下 700人以上899人以下 700人以上899人以下 年額 16, 000円 年額 16, 000円 年額 20, 000円 1, 200人以上1, 199人以下 年額 20, 000円 年額 20, 000円 600円 700人以上1, 499人以下 年額 20, 000円 1, 200人以上1, 499人以下 年額 22, 000円 1, 500人以上 600円 6	500人以上699人以下	年額	45,000円	
1,200人以上1,499人以下 1,500人以上 年額 65,000円 学校薬剤師 基本報酬 年額 100,000円 児童・生徒数 99人以下 100人以上299人以下 300人以上499人以下 500人以上699人以下 700人以上899人以下 700人以上899人以下 年額 12,000円 年額 14,000円 年額 16,000円 年額 18,000円 年額 20,000円 1,200人以上1,199人以下 年額 20,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 20,000円 1,500人以上年額 24,000円 700人以上年額 24,000円 700ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	700人以上899人以下	年額	50,000円	
1,500人以上 年額65,000円学校薬剤師 基本報酬年額100,000円児童・生徒数 99人以下年額10,000円100人以上299人以下12,000円300人以上499人以下14,000円500人以上699人以下16,000円700人以上899人以下18,000円900人以上1,199人以下20,000円1,200人以上1,499人以下22,000円1,500人以上年額24,000円その他の委員等予算の範囲内において任予算の範囲内において任金権者が定める額	900人以上1,199人以下	年額	55,000円	
学校薬剤師 基本報酬 年額 100,000円 児童・生徒数 99人以下 年額 10,000円 100人以上299人以下年額 12,000円 300人以上499人以下年額 14,000円 500人以上699人以下年額 16,000円 700人以上899人以下年額 18,000円 900人以上1,199人以下年額 20,000円 1,200人以上1,499人以下年額 22,000円 1,500人以上年額 24,000円 その他の委員等 予算の範囲内において任 命権者が市長と協議して 命権者が定める額	1,200人以上1,499人以下	年額	60,000円	
児童・生徒数 99人以下 年額 10,000円 100人以上299人以下 年額 12,000円 300人以上499人以下 年額 14,000円 500人以上699人以下 年額 16,000円 700人以上899人以下 年額 18,000円 900人以上1,199人以下 年額 20,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 22,000円 1,500人以上年額 24,000円 その他の委員等 予算の範囲内において任 令権者が市長と協議して 命権者が定める額	1,500人以上	年額	65,000円	
100人以上299人以下 300人以上499人以下 年額 14,000円 500人以上699人以下 年額 16,000円 700人以上899人以下 年額 20,000円 900人以上1,199人以下 年額 22,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 22,000円 1,500人以上年額 24,000円 予算の範囲内において任 命権者が市長と協議して 命権者が定める額	学校薬剤師 基本報酬	年額	100,000円	
300人以上499人以下 500人以上699人以下 年額 16,000円 700人以上899人以下年額 18,000円 900人以上1,199人以下年額 20,000円 1,200人以上1,499人以下年額 22,000円 1,500人以上年額 24,000円 その他の委員等 予算の範囲内において任 命権者が市長と協議して 命権者が定める額	児童・生徒数 99人以下	年額	10,000円	
500人以上699人以下 700人以上899人以下 年額 16,000円 900人以上1,199人以下 年額 20,000円 1,200人以上1,499人以下 年額 22,000円 1,500人以上年額 24,000円 その他の委員等 予算の範囲内において任 命権者が市長と協議して 命権者が定める額	100人以上299人以下	年額	12,000円	
700人以上899人以下 900人以上1,199人以下 年額 20,000円 1,200人以上1,499人以下年額 22,000円 1,500人以上年額 24,000円 その他の委員等 予算の範囲内において任 命権者が市長と協議して 命権者が定める額	300人以上499人以下	年額	14,000円	
900人以上1,199人以下 1,200人以上1,499人以下 1,500人以上 その他の委員等年額 22,000円 24,000円その他の委員等予算の範囲内において任 命権者が市長と協議して 命権者が定める額	500人以上699人以下	年額	16,000円	
1,200人以上1,499人以下年額22,000円1,500人以上年額24,000円その他の委員等予算の範囲内において任 予算の範囲内において任 命権者が市長と協議して 命権者が定める額	700人以上899人以下	年額	18,000円	
1,500人以上 年額 24,000円 その他の委員等 予算の範囲内において任 予算の範囲内において任 命権者が市長と協議して 命権者が定める額	900人以上1,199人以下	年額	20,000円	
その他の委員等 予算の範囲内において任 予算の範囲内において任 命権者が市長と協議して 命権者が定める額	1,200人以上1,499人以下	年額	22,000円	
命権者が市長と協議して 命権者が定める額	1,500人以上	年額	24,000円	
	その他の委員等	予算(の範囲内において任	予算の範囲内において任
⇒ 以 フ #K		命権	者が市長と協議して	命権者が定める額
定める額		定めん	る額	